障がいを理由とする差別の解消を推進するため

『三条市障がいのある人も ない人も共に自分らしく 暮らすためのまちづくり条例』を制定しました

ともまち 条例

条例の 主な内容



合理的配慮の 提供を義務化

差別に係る 紛争解決の仕組み



6つの基本施策の実施



合理的配慮の 提供を義務化

合理的配慮とは、社会の色々なバリアを取り除くために できる範囲で必要な工夫や対応をすることです。 様々な場面で、障がいのある人への配慮をお願いします。



車いすの人が高い所にある商品を 取れずに困っているのを見て、代わ りに取って渡す



障がいのある人が働きやすいよ う、環境を整える



窓口で、順番を待つことが苦手な 障がいのある人の順番を周囲の理 解を得て変更する



講演会に手話通訳を入れる



視覚障がい者誘導用ブロックの上 に自転車を置かない



言葉でのコミュニケーションが難し い人に、イラストを使って話す

ヘルプマークについて

ヘルプマークは、外見からは分から なくても援助や配慮が必要な人の ためのマークです。





ヘルプカードには、緊急連絡先や 手助けしてほしい内容が書いてあります。

ヘルプマークやヘルプカードを身に付けた人が 困っている様子を見掛けたら、声を掛けて 思いやりのある対応をお願いします。



"ツナガル"プロジェクトについて

このマークは、障がいを始めとする多様性に寛容な社会への転換に向けた"ツナガル" プロジェクトのシンボルマークです。容姿や考え方、できること・できないことは人それぞれ 違います。このマークには、その違いを顔・体の形や色で表し、"ツナガル"ことで社会が 成り立つという思いを込めています。

2

差別に係る 紛争解決の仕組み

差別的な扱いを受けたときは相談できます。 それでも解決しないときは、調整委員会と三条市で それぞれ必要な対応を行います。

相談窓口

三条市役所福祉課障がい支援係	☎34-5408
相談支援センターハート	☎35-0815
相談支援事業つなぐ	☎47-1221
相談支援センター青空	1 47-1267
相談支援センター心和園	☎46-8222
相談支援センターさんじょう社協	☎33-9510

相談しても解決しないときの対応

調整委員会

中立・公平な立場からの 解決案の提案

三条市

- ・事業者への対応の勧告
- ・従わない事業者の公表



差別ってなに?

正当な理由がないのに、障がいがあることを理由に、障がいのある人を区別・排除・制限することです。





盲導犬を連れている人の入店を 断った





障がいを理由に 仲間に入れない





障がいを理由に アパートの契約 を断った

3

6つの基本施策の実施

共生社会の実現に向け、次の取組を進めます。



情報・コミュニケーション支援

障がいのある人が、必要な情報を 受け取り、意思を相手に伝えられる 環境づくりをします。



交流機会の創出

障がいのある人とない人との交流 機会をつくり、相互理解を進めます。



周知啓発の実施

支援団体と協働で、障がいのある人への理解を深める取組をします。



心理的支援

障がいのある人や、障がいのある 人に関わる周囲の人が抱える悩み をカウンセリングで軽減します。



社会参加の促進

障がいのある人の文化芸術、スポーツ活動の機会をつくり、参加を支援します。



認証

共生社会に向けた取組を積極的に 進める事業者を「共生社会推進企 業」として認証します。

【問合せ先】 三条市 福祉保健部 福祉課

TEL: 0256-34-5408 FAX: 0256-35-2150



公式Twitterアカウント

@sanjo_fukusika フォローお願いします♪